

「大雪対応に係る検討結果報告書」の作成について

この度、大雪に対する対応策についてまとめた、「大雪対応に係る検討結果報告書」を作成しましたので、次のとおりお知らせします。

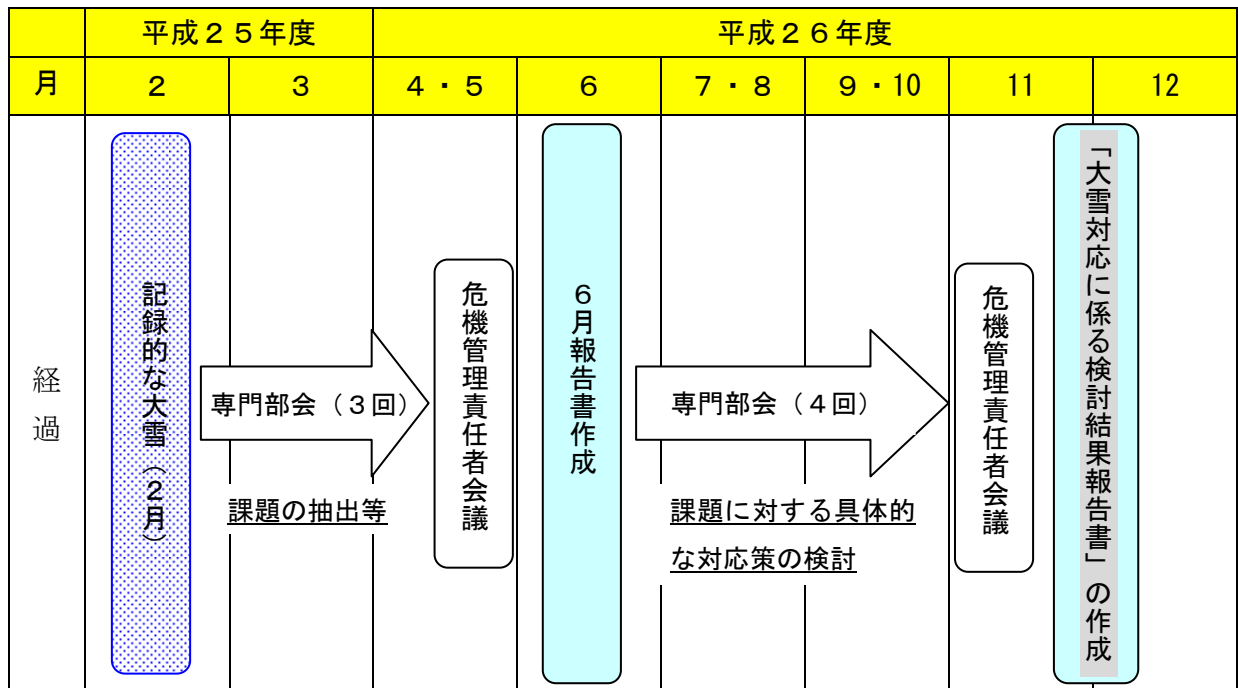
1. 庁内における検討と報告書の作成

本報告書「大雪対応に係る検討結果報告書」は、本市に大きな影響を与えた、平成26年2月14・15日の大雪対応に係る検証を進めるため、庁内で検討して取りまとめ、同年6月11日に作成した「平成26年2月14・15日の降雪を踏まえた取り組むべき課題に関する報告書」（以下「6月報告書」という。）に基づき作成したものです。6月報告書では、降積雪特有の課題を7つの項目に整理するとともに、項目ごとに取り組むべき28の課題を明らかにし、対応方針をまとめましたが、本報告書では、この課題に対する具体的な対応策に係る検討結果を取りまとめました。

なお、検討に当たっては、これまでの災害経験から明らかであるとおりに、災害発生時においては行政機関による「公助」だけでは限界があることから、「公助」の取組はもとより、自らの身は自らで守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の視点を踏まえた考え方にに基づき、具体的な対応策に係る検討結果を取りまとめました。

また、6月報告書及び本報告書ともに、庁内会議（危機管理責任者会議）に「大雪対応に係る専門部会」を設置して検討を進めました。

【大雪対応に係る検討経過（専門部会での検討・報告書の作成）】



【検討の方針等（報告書の考え方）】

	6月報告書	本報告書
検討の方針	本市の大雪における対応の検証 ⇒ 取り組むべき課題の抽出と 対応方針のとりまとめ	具体的な対応策の検討 ⇒ 次の降積雪に備えるため、具 体的な対応策を検討

2. 具体的な対応策の主な検討結果

各課題に対する具体的な対応策の主な検討結果（概要）は、次のとおりです。

① 配備体制の見直し
○ 迅速な被害情報等の集約 ⇒ 情報連絡体制（レベル0）及び初動体制（レベル1）について、全ての局の職員を配備しました。
○ 局地災害（地域性のある（特異）事象）への対応 ⇒ 最寄りの部署に参集する仕組みや区単位の配備体制を導入するとともに、現地対策班の設置基準を明確にしました。
○ 大雪警報発表前の配備体制 ⇒ 事前の体制を確保するため、庁内での情報共有や対応を協議する仕組みを導入しました。
② 適時性のある情報発信等
○ 平常時からの啓発 ⇒ 市ホームページ等を活用した平常時からの啓発に取り組みます。
○ 市民への注意喚起 ⇒ ひばり放送等各種媒体を活用した注意喚起を実施します。
○ 市民への適切な情報提供 ⇒ 庁内における情報集約の新たな仕組みの導入やひばり放送による情報提供などを実施します。
○ 報道機関への情報提供 ⇒ 災害情報を適切に取りまとめ、報道機関に随時提供します。
③ 除雪対策
○ 業者による除雪 ⇒ 除雪体制の見直しにより、早期に交通ネットワークの確保を図ります。
○ 孤立するおそれのある地区等での除雪 ⇒ 人命に差し迫った危険が生じる場合は、自衛隊等に応援要請を行います。
○ 地域住民等による除雪 ⇒ 平常時からの啓発に努めるとともに、自治会や自主防災組織に協力を依頼する具体的方法等について、引き続き検討します。
○ ボランティアによる除雪 ⇒ ボランティアによる除雪活動をより一層促進します。

○雪捨て場の確保

⇒ 降積雪等の状況に応じて、雨水調整池、グラウンド、河川敷、ふれあい広場、街区公園などを雪捨て場として活用します。

④公共交通機関等の混乱対応

○帰宅困難者対策

⇒ 鉄道事業者との連絡体制・庁内伝達体制を強化するとともに、鉄道事業者と市の責務（役割）の明確化などについて、引き続き検討を進めます。

○バス路線への対応

⇒ バス事業者との連絡体制を強化するとともに、事業者からの情報に基づいた情報提供を実施します。

○市民等への情報提供の手段

⇒ 市ホームページや防災メールに加え、各種媒体を活用した情報提供などを実施します。

○降りたままとなった踏切への対応

⇒ 降積雪を迎える前に、駅長会議等において、再発防止の取組を改めて要請します。

○道路渋滞への対応

⇒ 渋滞に巻き込まれている人々への避難所開設などの支援を実施するとともに、警察署と連携して対応します。

⑤孤立するおそれのある地区への対策

○救急・救助事故等への対応

⇒ 救急・救助活動を伴う個別の除雪について、土木部と消防局が連携して対応します。

○孤立するおそれのある地区の把握（情報収集）

⇒ 孤立対策推進地区との連絡体制を再確認するとともに、連絡体制の更なる充実を図ります。

○平常時からの備蓄促進

⇒ 市ホームページに加え、地域情報誌等を活用した啓発に取り組みます。

○地域による対応

⇒ 市ホームページを活用した平常時の啓発を行うとともに、災害時における自主防災組織による支援活動について協力を要請します。

○応援要請

⇒ 人命又は財産を社会的に保護しなければならない場合などにおいては、自衛隊を要請します。

⑥災害時要援護者対策

○難病患者等への対応

⇒ 引き続き、人工呼吸器を装着した難病患者等への安否確認を行います。

○支援要請に対する対応

⇒ 災害時要援護者に対し備蓄などの啓発に取り組みるとともに、庁内で連携し状

況に応じた対応を行います。

⑦被災者等への支援や安全確保に向けた取組

○被災者（世帯）への対応

⇒ 被災者支援制度に係る国や県の動向を注視するとともに、降積雪の状況に応じて、市として実施すべき必要な対策を検討します。

○避難を希望する者（世帯）への支援

⇒ 状況に応じて公共施設を臨時避難所（自主避難場所）として開設します。

○通学路の確保

⇒ 地域・P T A・学校及び教育委員会の連携を深め、大雪時の協力体制を強化します。

○雪崩への警戒

⇒ 消防署・土木事務所によりパトロールを実施するとともに、ひばり放送等を活用した注意喚起を実施します。

3. 報告書の取扱いと今後の取組

今後、市では本報告書で明らかにした具体的な対応策に基づき、大雪（降積雪）に対する対応を実施し、引き続き、相模原市自治会連合会をはじめ、防災関係機関等と調整が必要な課題については、継続的に対応策の検討など取組を進めます。

なお、報告書は、12月3日（水）から市ホームページに掲載します。

【市ホームページ掲載場所】

トップページ ⇒ 防災・危機管理情報 消防情報 ⇒ トピックスを御確認ください。

問い合わせ先
緊急対策課
電話 042-707-7044